

川口市監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年1月4日

川口市監査委員	小川	春海
同	金井	洋
同	前原	博孝
同	江袋	正敬

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び理由

#### (1) 監査の対象

危機管理部

#### (2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成30年3月1日～平成30年3月27日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(2) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(3) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

#### 4 監査の対象期間

令和元年10月1日～令和2年9月30日

#### 5 監査の実施期間

令和2年11月1日～令和2年11月27日

#### 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

### [防災課]

#### (1) 主な監査項目

##### ア 収入事務

(ア) 寄付金

##### イ 支出事務

(ア) 防災会議委員報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 自主防災組織活動補助金等

##### ウ 契約事務

(ア) 埼玉県防災設備移設業務等の委託契約

(イ) 防災監視カメラシステム等の賃貸借契約

##### エ 財産管理

(ア) 備品管理

### [防犯対策室]

#### (1) 主な監査項目

##### ア 支出事務

(ア) 安全・安心防犯講座講師報償金

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 町会防犯灯電気料補助金等

##### イ 契約事務

(ア) 川口市防犯カメラ等賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

エ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

## 第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

## 第3 意見

### 1 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。